

経済安全保障に関する経団連の取り組み

外交委員長
大林組会長

大林剛郎

おおよし たけお



経済安全保障は「待ったなしの課題」――2022年の通常国会の施政方針演説における岸田文雄首相のこの発言は正鵠を射ている。

二大経済大国が戦略的競争を繰り広げ、新型コロナウイルスのパンデミックによりサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことなどにより、経済と安全保障を切り離して考えることができなくなっている。こうした中、経団連は、2020年6月から私が委員長を務める外交委員会を中心に経済安全保障について検討し、政府に対して経済界の考え方を伝えるとともに、機微技術の流出防止を含む経済安全保障に関する国内外の政策動向について会員企業に対する情報提供を拡充するなど、経営レベルでの課題認識の共有を図っている。本稿では、経済安全保障に関する経団連の課題意識と最近の取り組みを紹介する。

経済安全保障推進法案への働き掛け

経済活動に関して安全保障の観点からの規制や支援策を講じるに当たっては、経済活動の実態を踏まえることが求められる。また、安全保障を確保することの重要性は論を俟たないが、同時に、企業が国内外で自由に事業を展開できるようにすることも欠かせない。このため経団連は、経済活動の担い手である企業の視点を踏まえて政府に対して働き掛けを行い、より良い制度作りに貢献するよう努めてきた。

具体的には、2021年11月に設けられた「経済安全保障法制に関する有識者会議」（以下、有識者会議）に経団連の委員が参加し、外交委員会における議論をもとに意見を表明した。同会議は2022年2月1日に、4つの施策①サプライチェーンの強靱化、②基

幹インフラの安全性・信頼性の確保、③官民技術協力、④特許出願の非公開）に関する提言を公表した。この提言は、全体として経済活動の自由や国際ルールとの整合性に配慮した内容となっており、経団連の考え方がおおむね反映されている。

有識者会議の提言を踏まえ、経団連は、2月9日に「経済安全保障法制に関する意見」を取りまとめた。ここでは、法制化に当たって「欧米はじめ諸外国の取り組みに照らして、企業活動に過度な制約を課すべきではない」「国際ルールとの整合性を確保すべき」などを提言した。提言取りまとめと相前後する形で2度にわたり、小林鷹之経済安全保障担当大臣(当時)と意見交換を行い、経団連の考え方を伝えたところ、2月25日に閣議決定された経済安全保障推進法案には、経団連の意見が多く反映された。

図表 経済安全保障を巡る動向と経団連の取り組み

2021年11月26日	政府	「経済安全保障法制に関する有識者会議」(以下、有識者会議)を設置。経団連からの委員も参加
2022年2月1日	政府	有識者会議が「経済安全保障法制に関する提言」を公表
2月7日	経団連	「小林鷹之 経済安全保障担当大臣との懇談会」を開催
2月9日	経団連	「経済安全保障法制に関する意見」を小林経済安保担当大臣に建議
2月25日	政府	「経済安全保障推進法案」を閣議決定
3月14日	経団連・日商・関経連	「経済安全保障推進法案の早期成立を求める」を小林経済安保担当大臣に建議
4月21日	経団連	参議院内閣委員会の参考人招致で意見表明
5月11日	国会	「経済安全保障推進法」が成立
6月21日	政府	「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」(以下、プログラム会議)を設置。経団連からの委員も参加
8月29日	政府	プログラム会議が「研究開発ビジョン(案)」を取りまとめ
9月12日	政府	有識者会議が「基本方針(案)」「安定供給確保指針(案)」「特定重要技術研究開発指針(案)」を取りまとめ
9月16日	政府	「研究開発ビジョン」を経済安全保障推進会議・統合イノベーション戦略推進会議合同会議で決定
9月30日	政府	「基本方針」「安定供給確保指針」「特定重要技術研究開発指針」を閣議決定



経済安全保障シンポジウムでの挨拶

さらに、法案の会期内での成立を経済界として後押しするために、国会での審議が始まる直前の3月14日に、日本商工会議所と関西経済連合会とともに法案の早期成立を求める共同提言を公表した。国会では、経団連関係者の参議院内閣委員会の参考人招致等も経て、5月11日に法案が成立した。その際に経団連は、十倉会長がコメントを發出し、法案の成立を歓迎した。

経済安全保障推進法の施行に向けて

経済安全保障推進法は、全体として経済活動の自由や国際ルールとの整合性に配慮されているものの、規制の対象など、具体的な制

度設計は政省令等で定められる。このため経団連としては、法案成立後も、政府の検討状況を注視し、適宜、意見を表明している。例えば、経済安全保障推進法では、全施策に共通する基本的な事項を示す「基本方針」と、4つの施策ごとの「基本指針」を策定することが定められている。このうち、基本方針とサプライチェーンの強化および官民技術協力の2施策の基本指針が先行的に検討されている。これらについては、有識者会議で意見を表明するとともに、パブリックコメントを提出した結果、経団連の意見が多く反映された。

また、政府が設けた「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」にも経団連の委員が参加し、我が国が支援すべき重要技

術の研究について意見を表明した。

企業の取り組み促進

経済安全保障の確保に向けては、企業が持つ機微な技術・情報の流出を防ぐことも欠かせない。そこで経団連は、政府への働き掛けと並行して、会員企業に、技術・情報の流出経路・手口等に関する情報提供を行い、企業の経済安全保障への関心・認識を向上すべく努めている。

2020年12月には公安調査庁の和田雅樹長官、2021年4月には警察庁の松本光弘長官(当時)との懇談会を開催し、我が国企業が留意すべき先端技術の流出リスク等について説明を受けるとともに、技術流出防止に向けた官民連携の在り方について意見交換を行った。また、2022年6月に公安調査庁と共催した「経済安全保障シンポジウム」では、米連邦捜査局(FBI)による経済安全保障を巡るリスクと米国政府の取り組みについての講演とともに、会員企業から経済安全保障に関する自社の取り組みについて紹介いただいた。

政府は今後、経済安全保障推進法の施行に向けて政省令の策定や支援助物資・プロジェクトの選定などを行う。また、同法に含まれていない課題(セキュリティ・クリアランス等)についても、検討を進める方針である。

経団連は、これらが実効性あるものとなるよう、適宜、意見を表明していく。また、政府や有識者とも連携し、企業に有用な情報の提供を行っていく所存である。